

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅があり、原発事故当時は寝たきりの状態で同区内の病院に入院していた亡母（原発事故当時60歳代、申立人らが相続。）について、①原発事故後、南相馬市内の別の病院に移され、更に同病院からヘリコプターで福島県外の病院に転院することを余儀なくされたなどの事情を考慮して、過酷避難慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額30万円）の増額分として10万円の賠償が認められるとともに、②小高区で生まれ育ち、居住期間が通算して約50年にわたっていたこと、同区内の職場で勤務するなど、地域社会と一定程度の関わり合いがあったこと、福島県外の病院に転院したため、原発事故前は頻繁に見舞いに訪れていた親族や友人が見舞いに訪れることもなくなり、小高区に帰還することもできないまま、平成28年に同病院で逝去したこと等の事情を考慮して、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として100万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成28年3月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

1 避難費用（面会交通費）

（平成23年12月1日から平成24年5月31日）

申立人X1分 金80,800円

2 過酷避難状況による精神的損害の増額分（第五次追補第2の1）

（平成23年3月11日から同年9月10日）

被相続人分 金100,000円

3 生活基盤変容による精神的損害の増額分（第五次追補第2の2）

被相続人分 金1,000,000円

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金1, 180, 800円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年2月27日

（仲介委員 及川 雄介）

]